

コロナ休会について

①コロナ休会取得可能期間は通常の休会とは別に「コロナ休会」として特別休会を取っていただくことが可能になります。

※直近で休会を取られた方でもコロナ休会であれば再度休会を取っていただけます。

※例：1月～3月末まで3ヶ月間通常休会を取り、4月～6月末までコロナ休会を取り、計連続して6ヵ月間休会取得が可能。

②コロナ休会の受理日（毎月3日締日）や休会期間（最大連続して3か月間）のルールについては通常休会内容と一切変更はございません。

③コロナ休会取得の場合はお客様に休会理由に「コロナ休会」と記載いただき、コーチの皆様には備考欄に「コロナ休会として受理」と記載していただきますようお願いいたします。

④コロナ休会取得可能期間中はコロナ休会明けから継続して再度コロナ休会の取得が可能となります。

※例：4月～6月末までコロナ休会を取得。そのまま7月～9月末まで休会を取りたい場合
コロナ休会期間であればそのままコロナ休会を継続して取得することが可能。

⇒コロナ休会期間中であれば、コロナ休会の取得回数制限はございません。

★上記については全てコロナ休会取得可能期間中のみ対象となります。

以上